

19 児童虐待防止対策の推進について

今後、二度と子どもの命が失われる痛ましい虐待事案が繰り返されることのないようにするため、国における児童虐待防止対策や、地方公共団体が実施する児童虐待防止対策の強化に向けた支援をさらに拡充すること。

【背景理由等】

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化する中、児童相談所の児童虐待相談対応件数は、全国的に増加を続け、令和4年度も引き続き20万件を超えるとともに、虐待死亡事案も毎年一定数発生しており、依然深刻な状況にあります。

国においては、こうした状況を踏まえ、令和4年に改正した児童福祉法等に対応し、児童相談所を含めた子どもや家庭の支援体制の充実強化を図ることとしており、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえながらこれに対応し、児童虐待防止対策のさらなる強化が必要となっています。

【具体的な提言事項】

（１）都道府県及び市町村の相談支援体制強化に向けた財政支援の拡充

児童相談所の体制強化や子育て世帯に対する包括的な支援に向けた基盤の整備など、都道府県及び市町村の相談支援体制強化に向けた財政支援を拡充すること。

（２）医療機関等と連携したトータルケアシステムの構築

児童虐待の再発防止に向け、虐待を行った保護者の意識改善を図るための、医療機関等と連携したトータルケアシステムを構築すること。